

木商第18号
平成23年9月6日

会員各位

木曾岬町商工会
会長 伊藤律雄
(公印省略)

災害救助応援協定について

初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会運営に格別の協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について去る8月9日(火)木曾岬町役場会議室において木曾岬町と木曾岬町商工会は災害救助応援協定の調印式を行いました。

つきましては会員の皆様に災害発生時における救助・救援に応援可能な事柄について調査させていただきますので別紙に記入ご協力頂きますようお願い申し上げます。

ご協力頂きました会員様には災害救助応援事業所のステッカーをお渡しいたしますので、事業所入口等よく見えるところに掲示ください。

尚、建設業を営まれている方には本会の発行する証明書・協定書(写)で経営事項審査の加点評価となりますので是非ご活用ください。

町商工会や業者と災害に備えて協定
木曾岬町

木曾岬町は、町商工会や町内の五つの事業所と災害時の応援協定を結んだ。


協定先事業所は、マルアイ木曾岬工場▽石田鉄工▽浅井工業▽中部盤材▽福徳商事。

大規模な津波や高潮、洪水の発生時などに事業所の施設を周辺住民の一時避難所として活用してもらう。

町商工会は、災害発生時などに会員企業を通じて、救助に必要な物資や建設資材などを提供する。

町役場での調印式で、加藤隆町長がいさづ。関係者が協定書に調印した写真。

(生田貴士)



中日新聞 8/12

避難所提供や資材調達

木曾町 5事業所1団体と協定

【要約】木曾町は、町内の規模的な水害発生日、東日本大震災を受け、生じた、被災者の命が切迫した時、周辺住民の一時避難所として協定先事業所の施設を確保する。町内、町役場が調印した。協定先事業所は、マルアイ木曾岬工場、石田鉄工、浅井工業、中部盤材、福徳商事と木曾町商工会。

協定により、五事業所、協定書調印。加藤町



災害時応援協定の調印式＝木曾岬町役場で



災害救助応援協定書

木曾岬町（以下「甲」という。）と木曾岬町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時（発生するおそれがあるときを含む。）に際し、救助又は救援に必要な物資及び建設機械（駆作員を含む。以下同じ。）の調達の仲介に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対して物資及び建設機械の調達の仲介を要請することができる。

- (1) 木曾岬町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 木曾岬町の区域外において災害が発生し、救援のため三重県知事から物資の調達斡旋及び建設機械の調達の仲介を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（物資及び建設機械の範囲）

第2条 甲が乙に調達の仲介を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙の会員が保有する物資とする。

- (1) 衣料・寝具類
 - (2) 食料品
 - (3) 飲料水
 - (4) 日用品
 - (5) その他甲が指定する物資
- 2 甲が乙に調達の仲介を要請する建設機械は、次に掲げるもののうち、乙の会員が保有する建設機械とする。
- (1) バックホウ
 - (2) フルドーザ
 - (3) ダンプトラック
 - (4) その他甲が指定する建設機械

（調達要請の方法）

第3条 第1条の要請は、原則として、甲が発する文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭により要請し、その後すかやかに文書を乙に送付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたとき、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を文書により甲に報告するものとする。

（費用の支払い）

第5条 物資の代金及び機械借上料の支払いについては、甲は乙が仲介した者に対し速やかに行うものとする。

（保有数量の報告）

第6条 乙は、この協定の締結後及び随時に物資及び建設機械の仲介可能な数量を文書により甲に報告するものとする。

2 甲は、乙に対し物資及び建設機械の仲介可能な数量の報告を求めることができるものとする。

（協 議）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 8月 9日

甲 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

木曾岬町長

木曾岬町長 野長 隆 印

乙 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地47番地4

木曾岬町商工会 会長 佐藤 律 印

木曾岬町商工会 会長 佐藤 律 印

災害発生時における救助・救援に応援可能な事柄についての申出書

事業所名 代表者名	印
住 所	桑名郡木曾岬町大字
電話番号	
FAX	
連絡先責任者名 (役職)	()
携帯電話	

災害発生時における、救助・救援に応援可能な事柄に○印を付けてください。

<p>1 衣料品、寝具等の提供</p> <p>2 飲料水の提供</p> <p>3 食料品の提供</p> <p>4 薬品、トイレットペーパー等日用品、雑貨類等の提供</p> <p>5 パワーショベルの提供</p> <p>6 ブルドーザー</p> <p>7 ダンプトラック等(操作員を含む)の提供</p> <p>8 トラック(軽トラックを含む)、普通自動車、マイクロバス、各種車両の提供</p> <p>9 土地使用、活用(駐車場を含む)の提供</p> <p>10 木材、鉄筋、セメント、上水・下水道関係製品等の提供</p> <p>11 様々な人的労力、役務(ボランティア活動を含む)の提供</p> <p>12 その他 災害発生時に必要となる物資並びに応援活動への協力</p>

※個人情報漏えい防止のため当概事業(活動)以外使用いたしません。